

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う対応について

1 概 要

令和 7 年 1 月 8 日に「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援のため、地方公務員の部分休業制度の拡充が図られることとなりました。

上下水道部では、原則、職員に関する諸規定を市長部局に準拠しており、給与に関しては、地方公営企業法の規定により、条例で規定しているところです。

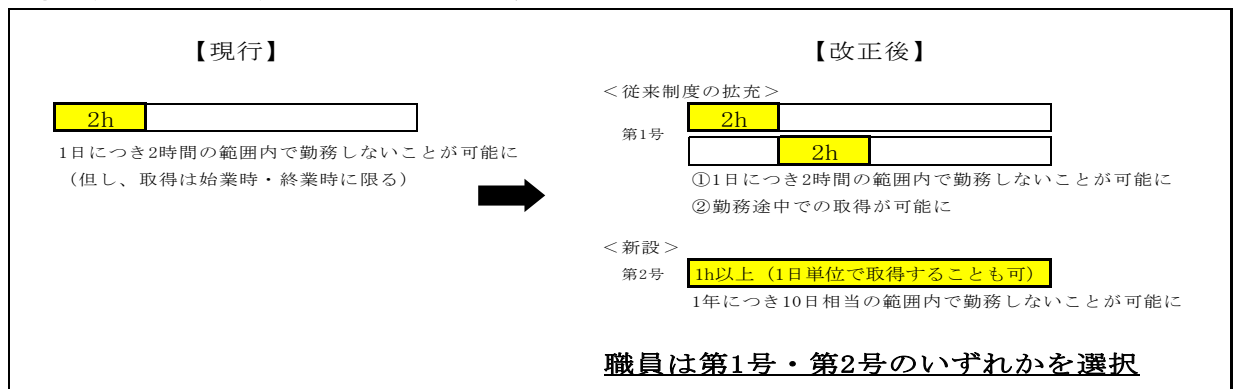
今般、当該改正法が令和 7 年 1 0 月 1 日に施行されることを受け、部分休業制度の拡充に伴う給与に関する規定を見直す必要があるため、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」について所要の見直しを行います。

<経過>

- R7. 1. 8 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法の公布
- R7. 2. 5 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布（施行期日：R7. 10. 1）
- R7. 4. 2 総務省通知「条例（案）改正予定事項」通知の発出
- R7. 5. 23 総務省より質疑応答集の発出
制度詳細は 5 月 2 3 日付の質疑応答集発出時まで不明であったため
6 月定例会での条例改正は見送り

2 法改正に伴う内容

①部分休業の取得パターンの多様化



②会計年度任用職員の制度拡充

対象となる子の範囲を小学校就学前の子に引き上げ（現行は 3 歳未満の子）

3 今後の予定

9 月定例会にて条例改正議案を提出予定